

# 再編交付金の概要について

平成27年12月

# 1. 再編交付金の交付対象市町村の指定について

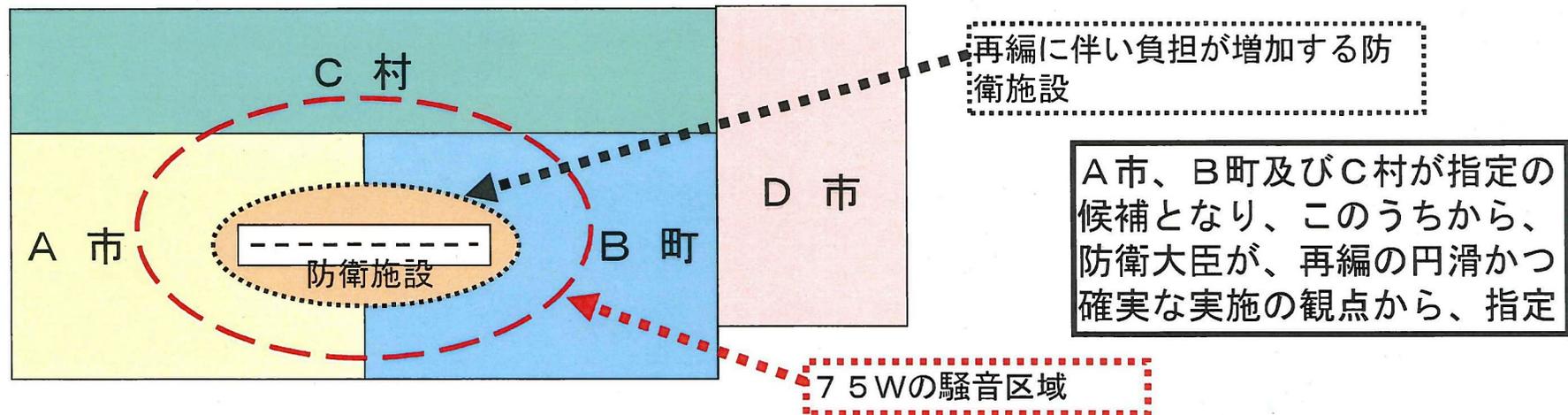
## ア 再編交付金の交付対象となる市町村の基準

- ① 再編により負担が増加する防衛施設(注1)が所在する市町村のほか、
- ② 再編の内容が航空機部隊の移転や航空機の訓練移転の場合には、所在市町村に隣接する市町村及び隣々接市町村までの範囲の市町村のうちから、負担の増加する市町村として、航空機による騒音が一定レベル(75W)以上となる市町村が指定の候補となる(再編の内容が航空機部隊の移転の場合には、航空機の進入直下となる隣接市町村も指定の候補となる。)。(以上のうち、下線部分は、政令で規定)

## イ 再編関連特定周辺市町村の指定の仕方について

まず、再編に伴い負担が増加する防衛施設(再編関連特定防衛施設)を、関係行政機関の長と協議の上、防衛大臣が指定し、

これを前提として、上記の指定の候補となる市町村のうちから、再編の円滑かつ確実な実施に資すると認める場合(注2)に、防衛大臣が、関係行政機関の長と協議の上、指定する。



(注1)再編に関連する防衛施設ごとに、負担の増加と減少を点数に置き換えて足し引きし、負担がプラスとなった防衛施設を防衛大臣が指定。

(注2)市町村長が再編に一定の理解を表明し、市町村において当該姿勢を保持している場合など。

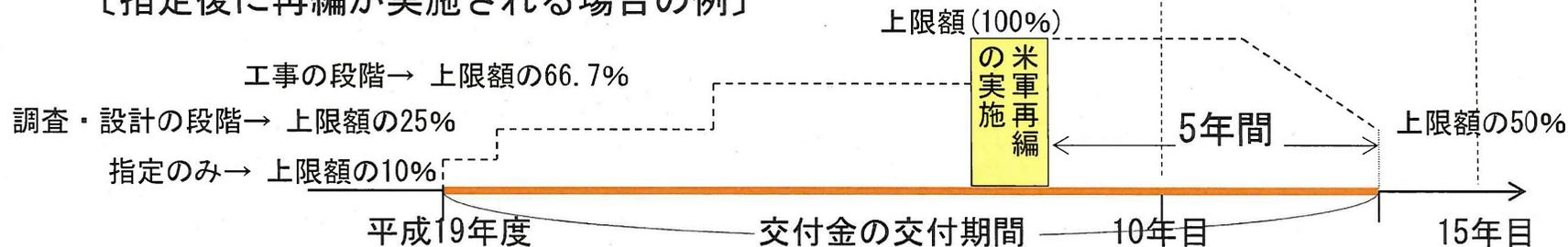
## 2. 再編交付金の交付の基本的な仕組みについて

- ア 市町村に対する交付額は、防衛施設の面積の変化、施設整備の内容、航空機等の数の変化、人員数の変化等を基礎として算定し、再編に伴う負担の程度に応じたものとなるようにする。
- イ 交付期間は、原則として、平成29年3月31日までの10年間。再編の実施時期に応じて、最長で平成34年3月31日まで交付することができる。
- ウ 交付方法は、再編が実施された年（訓練移転であれば、訓練が実施されたとき）の翌年度の交付額を交付の上限として、再編の進捗状況に応じて交付額を遡増させる。また、再編の実施後は、経過した期間に応じて交付の終了までの間、交付額を減額させる。
- エ 再編事業の進捗に支障が生ずる場合には、交付額を減額し、または交付額を零とすることができる。

### 〔指定時点で再編が実施されている場合の例〕



### 〔指定後に再編が実施される場合の例〕



### 3. 助成対象事業について

○ 交付金の助成対象事業について、施設整備とソフト事業の双方を念頭において、幅広く規定。(政令で規定)

(事業の具体例)

- ① 住民に対する広報に関する事業(自治体のホームページ作成、広報用記念映画の作成)
- ② 国民保護及び防災、住民生活の安全の向上に関する事業(緊急通報システム、防犯灯の設置)
- ③ 情報通信の高度化に関する事業(光ファイバーケーブル網の整備)
- ④ 教育、スポーツ、文化の振興に関する事業(小中学校の整備、小中学校への外国人講師の派遣、スポーツイベントの実施)
- ⑤ 福祉の増進及び医療の確保に関する事業(医療費の助成、健診の実施、診療所の運営、AEDの購入)
- ⑥ 環境衛生の向上、環境の保全に関する事業(ゴミ減量化機器の購入、護岸整備)
- ⑦ 交通の発達・改善に関する事業(コミュニティ・バスの運営、道路整備)
- ⑧ 公園・緑地、良好な景観の形成に関する事業(緑地の整備、公園整備、駅周辺整備基本構想策定)
- ⑨ 企業の育成及び発展等を図る事業(地場産業振興事業、農業用施設の整備)
- ⑩ その他生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの



○ 二年度以上にわたり継続する事業を実施する場合には、同事業が再編交付金の交付期間を超えて行われる可能性等を考慮し、同事業を実施する上で必要な金額の基金を設け、基金から支弁することができる。

(基金による事業の具体例)

防犯灯の維持管理費、小中学校への外国人講師の派遣、医療費の助成、健診の実施、医療相談事業、高齢者バスカードの発行、保育料の助成、コミュニティ・バスの運営



## 4. 交付の対象とならない事業

(再編特措法施行令第3条)

- 1 国が行う事業又は国がその経費の一部を負担し、若しくは補助する事業
- 2 法令の規定に基づいて毎年度経常的に行っている事業で、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要なものとして特別に行う事業とは認められないもの
- 3 再編関連特定周辺市町村の区域内において、駐留軍等の再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域において行う事業とは認められないもの

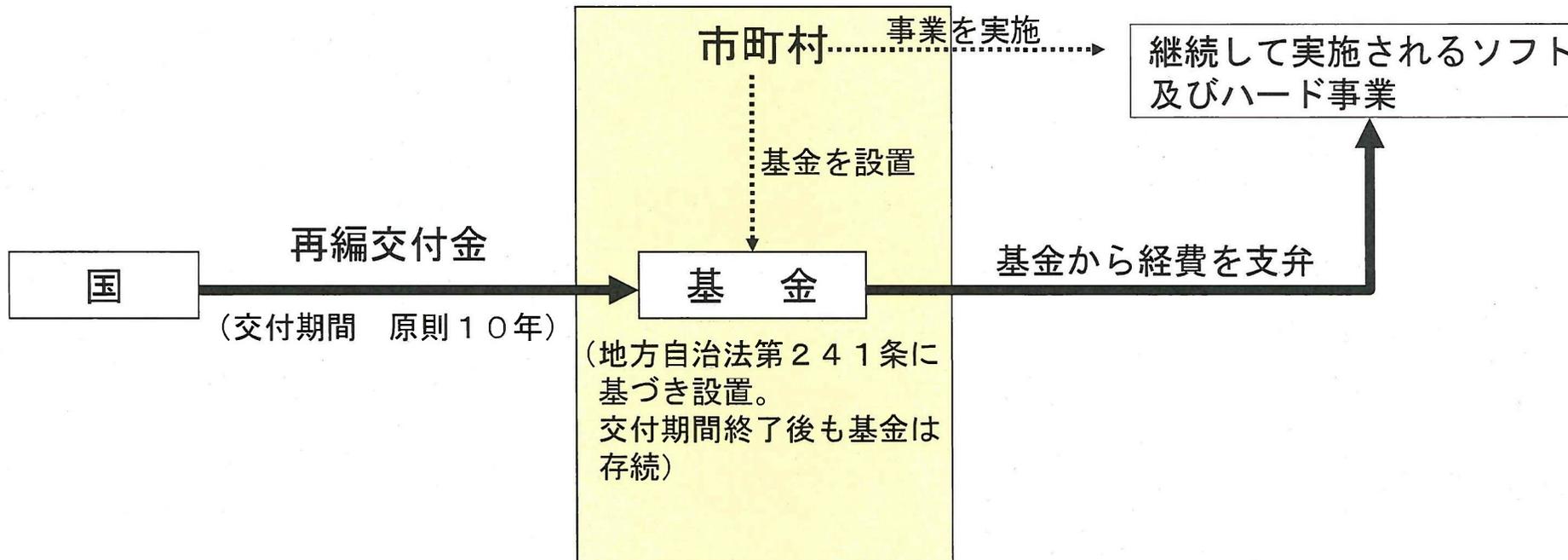
### ○再編交付金交付要綱第4条

交付金を充てることができない費用

- (1) 市町村の常勤職員の給料及び職員手当等に要する費用
- (2) 個人に対する見舞金その他の金銭及びこれに類する物品の給付に要する費用

## 5. 基金の設置について

### 基金による事業の実施のイメージ



※基金事業については、次の2つの性質をいずれも満たすものが該当する。

- ① 複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があること
- ② あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められること

## (参考資料)

ア 再編に伴う負担の増加と減少を、以下の項目ごとに点数付けし、加点と減点の合計で市町村ごとの負担の点数を計算する。

- ① 防衛施設の面積の変化
- ② 飛行場や港湾等の施設整備の状況
- ③ 航空機・艦船の数や種類の変化、PAC3の配備状況
- ④ 人員数の変化
- ⑤ 訓練のための防衛施設の使用の態様の変化

(なお、1防衛施設に関連市町村が複数あるときは、市町村数も考慮する。)

イ 再編事業の進捗の段階に応じた進捗率を、以下のように設定する。

- ① 再編の受入れ (10%)
- ② 調査・設計の段階 (25%)
- ③ 工事の段階 (66.7%)
- ④ 再編の実施 (100%)

また、再編の実施からの経過した期間に応じて、交付額を段階的に減額させ、交付終了時点で上限額に対して50%となるようにする。

ウ 負担の点数に進捗率を加味した上で、年度ごとの予算の範囲内で交付額を定めて交付する。